

教政第322号
教教第876号
令和2年3月2日

(改正 令和2年4月1日 教政第2号 教教第9号)
(改正 令和3年2月15日 教政第339号 教教第720号)
(改正 令和3年4月12日 教政第66号 教教第140号)
(改正 令和3年6月17日 教政第94号 教教第218号)

各課（室・所）長
各 県 立 学 校 長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて（通知）

新型コロナウイルス感染症対策に関し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）等を踏まえ、出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇等の取扱いについては、当間の間、以下のとおりとします。

なお、令和2年4月1日以降に任用される臨時的任用職員及び会計年度任用職員（非常勤講師を含む。）についても、同様の取扱いとしてください。

- 1 次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合
 - (1) 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留（これに準ずるものを含む。）の対象となった場合
 - (2) 検疫法第16条の2第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合（これに準ずる場合を含む。）で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
 - (3) 感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、職員又はその親族が外出しないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染の防止に必要な協力を求められた場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められるとき
 - (4) 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られること等から療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（新型コロナウイルスに感染した場合を含む。）
 - (5) 新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

特別休暇（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則別表第二等に定める「その他交通機関の事故等の不可抗力の事故」の場合における休暇）の取得※

※非常勤講師の特別休暇については、他の職員と同様、付与日数は「その都度必要と認める日又は時間」とし、給与の取扱いは「有給」とすること。

- 2 本人又は同居する家族が保健所から濃厚接触者等として特定された場合

在宅勤務（年次有給休暇の取得も可。ただし、新型コロナウイルス感染症に関する検査の受検等については、職務専念義務の免除とする。）

各課（室・所）長 殿

徳島県教育委員会教育長

教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症の対策は、危機管理上重大な課題であるとの認識の下、これまで県を挙げて感染対策に取り組んできたところではありますが、令和3年4月5日から一部地域で新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されたほか、クラスターの続発や変異株の広がりなど全国的に感染が広がりやすい状況となっているところです。

また、本県においても、本日、徳島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催され、感染拡大防止のため、本日正午に、「とくしまアラート」のレベルが2段階引き上げられ、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会提言における分類で「ステージⅡ」に相当する「とくしまアラート・感染拡大注意『漸増』」が発動され、飲食店における営業時間短縮要請がなされるなど、新たなフェーズに入ったところです。

今後とも、引き続き県内での感染拡大の防止に努めながら、業務執行体制を確保するため、所属職員の健康管理はもとより、最新の情報を得て常に適切に対応できるよう心掛けるなど、新型コロナウイルス感染症対策の徹底をより一層図るとともに、万一、職員に感染者が出た場合においても、県民サービスの低下を招かないよう、あらかじめ業務の優先順位を確認しておくなど、業務継続性の確保に努めてください。

なお、これに伴い、「教職員における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（令和2年4月13日付け教政第14号）」は廃止します。

1 職員の健康管理について

日頃から所属職員に対しては、休暇取得の促進をはじめ、十分な睡眠や食事をとることにより健康管理に努めるとともに、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人の密集」及び「近距離での会話」を避け、マスクの着用や手洗いなど感染拡大防止に向けた取組みを徹底させること。特に、飲食の場をはじめ、感染リスクの高まる「5つの場面」での感染や、本県においても感染が拡大している家庭内での感染には一層の注意を払い、適切な行動をとるよう指導すること。

また、所属職員において、新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安に該当する症状がある場合は、かかりつけ医や「受診・相談センター」に相談するよう促すとともに、所属職員が自宅待機の要請を受けた場合又はPCR検査を実施することとなった場合は、電話等で教育政策課へ報告すること。

2 職員の感染が確認された場合について

所属職員の感染が確認された場合は、各所属における「業務継続マニュアル」に基づき、必要最小限の業務執行体制を維持しつつ、積極的に在宅勤務を活用することにより、感染拡大の防止に努めるとともに、徳島県教育委員会職員服務規則（昭和42年徳島県教育委員会規則第6号。以下「服務規則」という。）第31条の2の規定に基づき、別紙様式により教育政策課長へ報告すること。

3 職員が濃厚接触者となった場合について

所属職員が濃厚接触者となった場合は、在宅勤務を命じるなど出勤停止の措置を講じるとともに、服務規則第31条の2の規定に基づき、別紙様式により教育政策課長へ報告すること。

4 休暇の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る所属職員の休暇の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱い（令和3年2月15日付け教政第339号及び教教第720号）」に基づき、適切に対応すること。

教政第93号
教教第217号
令和3年6月17日

各課（室・所）長
各県立学校長 殿

徳島県教育委員会教育長

新型コロナワクチン接種を受ける場合等における
サービスの取扱いについて（通知）

教職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合等におけるサービスの取扱いについては、次のとおりとしますので、所属教職員に周知するとともに、その取扱いについて適切に行うよう配意してください。なお、既に接種を受けた教職員についても、同様の取扱いとします。

- 1 医療従事者等に該当する教職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合の取扱い
職務とします。
- 2 医療従事者等以外の教職員が新型コロナワクチン接種を受ける場合の取扱い
当該接種のために必要な時間（ワクチン接種を受けるために要する往復時間等を含む。）について、公務の運営に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することとします。
- 3 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の取扱い
 - (1) 教職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」（令和3年4月12日付け教政第66号及び教教第140号）の1(4)に該当するものとして、特別休暇の取得を承認して差し支えありません。
 - (2) (1)の取扱いに加え、公務の運営に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することもできるものとします。
 - (3) ワクチン接種に伴う風邪症状以外の副反応（負傷や疾病）により療養する必要があるため、教職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、公務の運営に支障のない範囲内（やむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において職務に専念する義務を免除することとします。